

令和8年第2回
美唄市議会定例会会議録
令和8年6月26日(金曜日)
午前9時59分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第40号 美唄市職員定数条例の一部改正の件 [総務・文教]
2 議案第41号 財産購入の件(消防救急デジタル無線設備) [総務・文教]
3 議案第42号 契約締結の件(安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄旧体育館改修建築主体工事) [総務・文教]
4 議案第43号 美唄市税条例の一部改正の件 [産業・厚生]
5 議案第44号 美唄市犯罪被害者等支援条例制定の件 [産業・厚生]
6 議案第45号 美唄市太陽光発電施設の設置等に関する条例制定の件 [産業・厚生]
7 議案第46号 美唄市字の名称及び区域変更の件 [産業・厚生]
8 議案第47号 令和8年度美唄市一般会計補正予算(第3号) [予算審査特別]
9 議案第48号 令和8年度美唄市病院事業会計補正予算(第1号) [予算審査特別]
10 議案第69号 令和8年度美唄市一般会計補正予算(第4号) [予算審査特別]

- 11 議案第70号 令和8年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号) [予算審査特別]
第3 議案第49号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
第4 議案第50号 美唄市農業委員会委員任命の件
第5 議案第51号 美唄市農業委員会委員任命の件
第6 議案第52号 美唄市農業委員会委員任命の件
第7 議案第53号 美唄市農業委員会委員任命の件
第8 議案第54号 美唄市農業委員会委員任命の件
第9 議案第55号 美唄市農業委員会委員任命の件
第10 議案第56号 美唄市農業委員会委員任命の件
第11 議案第57号 美唄市農業委員会委員任命の件
第12 議案第58号 美唄市農業委員会委員任命の件
第13 議案第59号 美唄市農業委員会委員任命の件
第14 議案第60号 美唄市農業委員会委員任命の件
第15 議案第61号 美唄市農業委員会委員任命の件
第16 議案第62号 美唄市農業委員会委員任命の件
第17 議案第63号 美唄市農業委員会委員任命の件
第18 議案第64号 美唄市農業委員会委員

- 任命の件
- 第19 議案第65号 美唄市農業委員会委員
任命の件
- 第20 議案第66号 美唄市農業委員会委員
任命の件
- 第21 議案第67号 美唄市農業委員会委員
任命の件
- 第22 議案第68号 美唄市農業委員会委員
任命の件
- 第23 意見書案第2号 令和8年度北海道最低
賃金改正等に関する意見書
- 第24 意見書案第3号 すべての子どもにゆ
たかな学びを保障する高校教育を求
める意見書
- 第25 意見書案第4号 高額療養費制度の負
担上限額引き上げの撤回を求める意
見書
- 第26 意見書案第5号 ゼロカーボン北海道
の実現に資する森林・林業・木材産
業施策の充実・強化を求める意見書

◎出席議員（14人）

議長 谷村 知 重
副議長 楠 徹 也
1番 永 森 峰 生
2番 伊 原 潤 司
3番 江 川 いつみ
4番 海 鉾 則 秀
5番 古 賀 崇 之
6番 吉 岡 建二郎
7番 本 郷 幸 治
8番 齋 藤 久美夫
9番 山 上 他美夫
10番 森 明 人

11番 川 上 美 樹
13番 松 山 教 宗

◎出席説明員

市 長 桜 井 恒
副 市 長 土 屋 貴 久
総 務 部 長 村 上 孝 徳
市 民 部 長 児 玉 ゆかり
保健福祉部長 谷 村 泰 尚
経 済 部 長 佐 藤 剛 司
都市整備部長 荘 司 修
市立美唄病院事務局長 藤 井 俊 禎
消 防 長 米 森 哲 也
総務部総務課長 平 野 太 一

教 育 長 石 塚 信 彦
教 育 部 長 杉 本 竜 一

選挙管理委員会委員長 野 村 敏 行
選挙管理委員会事務局長 堀 澤 宏 史

農業委員会会長 畑 雄 二
農業委員会事務局長 五十嵐 健太郎

監 査 委 員 福 地 英 敏
監査事務局長 深 尾 善 則

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 小見山 智 之
次 長 新 宗 晃

午前9時59分 開会

●谷村知重議長 これより、本日の会議を開
きます。

●谷村知重議長 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10番 森明人議員、

11番 川上美樹議員

を指名いたします。

●谷村知重議長 この場合、伊原議員から発言の通告がありましたのでこれを許します。

伊原議員。

●2番伊原潤司議員 議長から発言のご許可をいただき、心より感謝申し上げます。

去る6月22日、本定例会での私の一般質問において、当該大学の方に対する発言をいたしました。この発言につきましては、個人への配慮に欠けた不適切な表現がありましたことから、この部分の発言を取上げていただきたく、議長並びに議員各位のご了承をお願い申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

●谷村知重議長 お諮りいたします。

ただいま伊原議員から申出のありました、6月22日の一般質問における当該大学の方に関する発言の取消しについて、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんのでそのように決定いたしました。

●谷村知重議長 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第40号美唄市職員定数条例の一部改正の件ないし順序11、議案第70号令和8年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)の

以上11件を一括議題といたします。

本件についてそれぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第40号ないし議案第42号の以上3件について、川上総務・文教委員長。

●川上美樹総務・文教委員会委員長(登壇)

ただいま議題となりました、議案第40号美唄市職員定数条例の一部改正の件、議案第41号財産購入の件(消防救急デジタル無線設備)及び議案第42号契約締結の件(安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄旧体育館改修建築主体工事)の以上3件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして6月23日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第41号に対する質疑答弁の主なものについて申し上げます。

現在の消防救急デジタル無線設備は、導入から11年という説明があったが、一般的にはどのぐらいの頻度で更新するものなのか。また、更新までの使用に支障はないのか、との質疑に対し、デジタル無線の更新については、メーカー推奨は5年となっており、ほかの消防でも8年前後での更新が多いところである。10年を超えると故障のリスクが高まるが、現在の設備は毎年メーカーの保守点検を受け、問題はなく、部品についても調達可能なものであると確認している、との答弁がありました。

次に、議案第40号に対する質疑答弁の主なものについて申し上げます。

(発言を中断し、文書持参のため降壇)

●谷村知重議長 暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時04分 開議

●谷村知重議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務・文教委員長の委員長報告を続けます。

●川上美樹総務・文教委員会委員長(登壇)

次に、議案第42号に対する質疑答弁の主なものについて申し上げます。

アルテピアッツァ美唄の旧体育館改修ということで、この工期はどのぐらいかかるのか。また、その期間は使用可能なのか、との質疑に対し、工期については、6月27日から令和9年3月19日までを予定している。工事の期間中は改修する旧体育館、アートスペースは閉鎖となり、使用できなくなるとの答弁がありました。

なお、議案第40号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第40号ないし議案第42号の以上3件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

●谷村知重議長 次に、議案第43号ないし議案第46号の以上4件について、齋藤産業・厚生委員長。

●齋藤久美夫産業・厚生委員会委員長(登壇)

ただいま議題となりました、議案第43号美唄市税条例の一部改正の件、議案第44号美唄市犯罪被害者等支援条例制定の件、議案第45号美唄市太陽光発電施設の設置等に関する条例制定の件及び議案第46号美唄市字の名称及

び区域変更の件の以上4件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月23日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに議案第43号に対する質疑答弁の主なものについて申し上げます。

子ども・子育て支援納付金に関わる国民健康保険税において、所得割額0.29%、均等割額、平等割額及び限度額3万円の根拠、並びに1世帯当たりの平均月額負担増について、との質疑に対し、道が示している統一保険料の中に、所得割額、均等割額及び平等割額の提示があり、限度額においても示された法定限度額に基づき決定している。また、1世帯当たりの平均月額については350円程度と示されている、との答弁がありました。

次に、議案第44号に対する質疑答弁の主なものについて申し上げます。

本条例の第11条に規定されている社会通念上適切でない例として、どのような場合が想定されるかとの質疑に対し、社会通念上適切でないとする具体例は、国などからのガイドラインには示されていないが、虚偽申請や重複申請等を想定している、との答弁がありました。

次に、議案第45号に対する質疑答弁の主なものについて申し上げます。

本条例において、市民の安全・安心を確保できると考えた理由について、との質疑に対し、本条例の制定に当たり、市にどれだけの太陽光発電施設があることを把握するため、今後、10キロワット以上の事業は届出制とすることで、処理関係を明確にできること。ま

た、事業者から事業計画等が提出されるため、情報共有と安全性の確保ができるものと考えており、市として随時適切に判断して事業を進めてまいりたいとの答弁がありました。

なお、議案第46号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第43号ないし議案第46号の以上4件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●谷村知重議長 次に、議案第47号及び議案第48号、議案第69号及び議案第70号の以上4件について、川上予算審査特別委員長。

●川上美樹予算審査特別委員長(登壇) ただいま議題となりました、議案第47号令和8年度美唄市一般会計補正予算(第3号)、議案第48号令和8年度美唄市病院事業会計補正予算(第1号)、議案第69号令和8年度美唄市一般会計補正予算(第4号)及び議案第70号令和8年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月25日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第47号及び議案第48号、議案第69号及び議案第70号の以上4件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●谷村知重議長 これより議案第40号ないし

議案第42号の以上3件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第40号美唄市職員定数条例の一部改正の件ないし議案第42号契約締結の件の以上3件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第43号ないし議案第46号の以上4件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第43号美唄市税条例の一部改正の件ないし議案第46号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上4件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第47号、議案第48号、議案第69号及び議案第70号の以上4件について一

括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第47号令和8年度美唄市一般会計補正予算(第3号)、議案第48号令和8年度美唄市病院事業会計補正予算(第1号)、議案第69号令和8年度美唄市一般会計補正予算(第4号)及び議案第70号令和8年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)**は委員長報告のとおり**決定**されました。

●谷村知重議長 次に日程の第3、議案第49号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件ないし日程の第22、議案第68号美唄市農業委員会委員任命の件の以上20件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●桜井恒市長(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第49号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、森川雅夫委員が9月1日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き、森川雅夫氏

を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第50号ないし議案第68号美唄市農業委員会委員任命の件であります。

本件は、現在の委員が7月19日をもって任期満了となりますので、本市農業委員会委員19人の任命につきまして、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるもので、議案第50号は伊藤俊英氏を、議案第51号は太田真氏を、議案第52号は田中政幸氏を、議案第53号は鈴木孝典氏を、議案第54号は安藤直樹氏を、議案第55号は吉田彰氏を、議案第56号は白木義一氏を、議案第57号は鈴木祥高氏を、議案第58号は鈴木英昭氏を、議案第59号は五十嵐勝氏を、議案第60号は伊藤貢三氏を、議案第61号は沼田昌樹氏を、議案第62号は澁谷誠氏を、議案第63号は岩間秀一氏を、議案第64号は土屋典昭氏を、議案第65号は中澤裕幸氏を、議案第66号は山田和正氏を、議案第67号は貞廣樹良氏を、議案第68号は千葉芳枝氏をそれぞれ任命しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●谷村知重議長 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第49号ないし議案第68号の以上20件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第49号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件ないし、議案第68号美唄市農業委員会委員任命の件の以上20件**は原

案のとおり**同意**することに決定されました。

●谷村知重議長 次に日程の第23、意見書案第2号令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書ないし、日程の第26、意見書案第5号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第2号ないし意見書案第4号の以上3件について、5番古賀崇之議員。

●5番古賀崇之議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第2号ないし意見書案第4号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、物価上昇の影響により生活向上が改善したと感じる人は少数であると考えられます。また、2025年10月に引き上げた65円で、道内の全労働者216.5万人の内、57万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい

非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動および北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和8年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」(いずれも令和7年6月13日閣議決定)で示されている、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。

2 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引き上げ審議を行うこと。

3 設定する最低賃金は、2で参考とした指標の時間額と同等水準とすること。

4 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月26日

北海道美唄市議会

すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」に基づき、毎年度、中卒者数減などを理由に、高等学校の募集停止や再編・統合を行う「公立高等学校配置計画」を進めてきました。これにより道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が増加しています。

地元には高校がなくなった子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、地域経済や文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかであります。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態の確立や学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域

の意見・要望を十分反映させた新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要であることから、以下の項目について、強く要望いたします。

記

1 道教委「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。

2 すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。

3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。

4 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月26日

北海道美唄市議会

高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書

わが国の社会保障制度において、高額療養費制度は、重篤な疾患や長期療養を余儀なくされる患者が、家計を破綻させることなく安心して医療を受けられるための「命綱」であり、セーフティネットの根幹を成すものです。

しかしながら、政府は2026年予算において今年8月からの自己負担限度額の引き上げを決めました。政府は「保険料負担の軽減」を見直しの理由としてあげていますが、限度額の引き上げによる保険料の軽減効果は「加入者一人当たり年約1400円」とごくわずかです。

一方で、月額上限が段階的に引き上げられると、年収約650万～770万円の所得区分では、現行の約8万円から2027年8月には約11万円へと、約3万円(38%)も引き上げられるなど、すべての所得区分で大幅な負担増となります。

上限額の引き上げは約660万人にも影響が及びますが、物価高騰が国民生活を直撃し、実質賃金が低迷する中、病気による休業や所得減少に苦しむ患者にさらなる負担を課すことは、治療断念や受診抑制を招くことが強く懸念されます。患者団体からも国会審議のなかで、引き上げへの不同意の意思が示されています。

よって、国においては、誰もが必要な時に安心して医療を受けられる社会を維持するため、高額療養費の負担上限額引き上げを中止することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月26日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●谷村知重議長 次に、意見書案第5号について、13番松山教宗議員。

●13番松山教宗議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第5号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組

を進めてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。

2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、A I 技術やI C T等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月26日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●谷村知重議長 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、意見書案第2号ないし意見書案第5号の以上4件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第2号令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書ないし意見書案第5号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の以上4件**は原案のとおり**可決**されました。

●谷村知重議長 この場合、農業委員会会長から発言を求められておりますのでこれを許します。

農業委員会会長。

●畑雄二農業委員会会長(登壇) 議会中の貴重なお時間に、発言のお許しをいただきありがとうございます。

私は、今年の農業委員の改正に伴い、5期15年務めさせていただいた農業委員を7月19日の任期で退任することとなりました。また、最後の3年間は農業委員会会長という役職を

預かり、微力ではありましたが、ここにお集まりの皆様や関係機関の方々のご協力をいただきながら、職責を全うできましたことに改めて感謝とお礼を申し上げます。これからは一農家として精進をしていきたいと思っています。この3年間の間には、四半世紀ぶりの大きな農地改正があり、昨年から施行された新しい農地中間管理事業では、農地の権利移動の書類の煩雑さと手続の長期化により、農業委員と事務局職員ともに、対応に苦慮し、農家の方にもご不便を掛けているところです。さらには、今の農業情勢は、ホルムズ海峡の影響を受け、燃油、肥料、資材が高騰し、農業経済は先が見通せない状況になっています。昨年、一昨年と米価の価格上昇により、米農家の経済は一息ついたところではあります。しかし、その反動により、今年は米価の暴落が予想されています。来年からは、新たな水田政策に移行しますが、政策の内容次第では、農家の離農が加速する恐れもあります。そのような中で、今年新しく任命を受ける農業委員と美唄市の農家の方々が、今の厳しい農業情勢の中を前に進んでいくためにも、市議会の皆様と、美唄市長と役職員の皆様におかれましては、美唄市の農業と農業委員会に対しまして、より一層のご支援、ご協力、ご指導をお願い申し上げます。

最後になりますが、ここにお集まりの皆様の更なるご活躍とご健勝、さらには美唄市が発展されますことをご祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。

長い間お世話になりました。

本当にありがとうございました。

●谷村知重議長 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和8年第2回美唄市議会定例会は閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

午前10時37分 閉会

